

群馬大学大学教育・学生支援機構教育アセスメント委員会規程

令和 3. 3. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1 令和 6. 7. 22

令和 7. 4. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第8条第2項の規定に基づき、教育アセスメント委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 教育方法改善のための取組に係る検証・評価に関すること。
- (2) 学生の成績評価状況の検証・評価に関すること。
- (3) その他教育の内部質保証に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 共同教育学部長、情報学研究科長、医学系研究科長、保健学研究科長、理工学部長、食健康科学研究科長、パブリックヘルス学環長、医理工レギュラトリーサイエンス学環長が指名する者 各1人
- (4) 学務部長
- (5) その他委員長が指名する者 若干人

2 前項に掲げるもののほか、第5条に規定する委員長が必要と認めたときは、学外者を委員に加えることができる。

(任 期)

第4条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、必要の都度、その任務に当たる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、第3条第1項の委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この改正は、令和6年7月22日から施行する。
- 2 この改正の施行の日（以下、「施行日」という。）の前日において、改正前の規程第3条第5号に掲げる委員である者のうちパブリックヘルス学環及び医理工レギュラトリーサイエンス学環の委員は、施行日に改正後の規程第3条第3号に掲げる委員として指名されたものとみなす。この場合において、その指名されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。